

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成22年3月18日(2010.3.18)

【公開番号】特開2009-122267(P2009-122267A)

【公開日】平成21年6月4日(2009.6.4)

【年通号数】公開・登録公報2009-022

【出願番号】特願2007-294582(P2007-294582)

【国際特許分類】

G 09 F 9/00 (2006.01)

H 05 K 7/00 (2006.01)

【F I】

G 09 F 9/00 350 Z

H 05 K 7/00 F

【手続補正書】

【提出日】平成22年2月3日(2010.2.3)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

表示パネル背面に取り付けられたシャーシと、

前記シャーシの背面に取り付けられ、前記シャーシとの間にケーブル通過用の開口が形成されているフレームと、

前記シャーシの背面に、前記フレームの開口を通過するように配置されているケーブルと、

前記フレームに取り付けられ、前記ケーブルを前記シャーシ方向に押圧する弾性部材と、  
、  
を備えることを特徴とする画像表示装置。

【請求項2】

前記シャーシの背面に、前記フレームの開口を通過するように複数のケーブルが配置され、

前記弾性部材は、前記複数のケーブルを前記シャーシ方向に押圧することを特徴とする請求項1に記載の画像表示装置。

【請求項3】

前記シャーシ及び前記弾性部材は、導電性を有することを特徴とする請求項1または2に記載の画像表示装置。

【請求項4】

前記フレームは、底壁と二つの側壁とからなる略コの字の断面形状を有するものであり、

前記弾性部材は、可撓性を有するシート材であり、

前記シート材は、その両側部が前記フレームの側壁にそれぞれ内接し、かつ、前記両側部の間の中間部が前記シャーシの側に凸になるように、前記フレーム内部に取り付けられる

ことを特徴とする請求項1～3のうちいずれか1項に記載の画像表示装置。

【請求項5】

前記シート材は、前記底壁に設けられた孔から前記フレームの外側に突き出る凸部を有

しており、

前記ケーブルの配線時には前記凸部が引き出されることで前記シート材の中間部が前記シャーシから離間可能であり、

前記フレームの底壁に他の部材が取り付けられ前記凸部が押し込まれることにより、前記シート材の中間部が前記シャーシに当接することを特徴とする請求項4に記載の画像表示装置。

【請求項6】

前記シート材には、前記ケーブルを前記シャーシ方向に押圧した前記中間部がたわむよう、前記両側部に切欠きが設けられていることを特徴とする請求項4または5に記載の画像表示装置。

【請求項7】

前記シャーシの背面には、凹面と凸面とが形成されており、  
前記フレームは、前記シャーシの凸面に固定され、  
前記ケーブルは、前記シャーシの凹面に配置され、  
前記シート材の前記中間部が前記シャーシの凸面に接触しないように、前記シート材の前記中間部に開口部が設けられていることを特徴とする請求項4～6のうちいずれか1項に記載の画像表示装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

本発明に係る画像表示装置は、表示パネル背面に取り付けられたシャーシと、前記シャーシの背面に取り付けられ、前記シャーシとの間にケーブル通過用の開口が形成されているフレームと、前記シャーシの背面に、前記フレームの開口を通過するように配置されているケーブルと、前記フレームに取り付けられ、前記ケーブルを前記シャーシ方向に押圧する弾性部材と、を備えることを特徴とする画像表示装置である。